

与貸は又与給の品需必活生他のそ具寝服被			略	与給の品食るよに他のそし出き炊	
世人二	帯世人一	分区帯世	一 住家の全 焼、全壊又 は流失によ り被害を受 けた世帯	一人一日当た り 一、一三 〇円以内	ための施設を 設置できるこ ととし、五〇 戸未満の場合 でも戸数に応 じた小規模な 施設を設置で きる。賃貸住 宅の居室の借 上げにより供 与する場合は 地域の実情に 応じた額とす る。
六四二	内以円〇〇二九一	～でま月九らか月四（季夏）			
一四	内以円〇〇八一三	～でま月三らか月〇一（期冬）	略	略	
			略	略	
			略	略	
			略	略	
			略	略	

与貸は又与給の品需必活生他のそ具寝服被			略	与給の品食るよに他のそし出き炊	
世人二	帯世人一	分区帯世	一 住家の全 焼、全壊又 は流失によ り被害を受 けた世帯	一人一日当た り 一、一八 〇円以内	ための施設を 設置できるこ ととし、五〇 戸未満の場合 でも戸数に応 じた小規模な 施設を設置で きる。賃貸住 宅の居室の借 上げにより供 与する場合は 地域の実情に 応じた額とす る。
〇四二	内以円〇〇七八一	～でま月九らか月四（季夏）			
一〇四	内以円〇〇〇一三	～でま月三らか月〇一（期冬）	略	略	
			略	略	
			略	略	
			略	略	
			略	略	

一時的に居積等により (土砂の堆積は床上浸水は焼、半壊又は家の半壊)	帯世の上以人六	帯世人五	帯世人四	帯世人三	帯
	内以額たし算加を円〇〇〇〇八きつに一人一人帯世るえ超を人五に円〇〇二五五	内以円〇〇二五五	内以円〇〇六三三	内以円〇〇五六三	内以円〇〇
	内以額たし算加を円〇〇六二一きつに一人一人帯世るえ超を人五に円〇〇三四八	内以円〇〇三四八	内以円〇〇九六六	内以円〇〇二七五	内以円〇〇

～(略)

(略)

～(略)

～(略)

一時的に居積等により (土砂の堆積は床上浸水は焼、半壊又は家の半壊)	帯世の上以人六	帯世人五	帯世人四	帯世人三	帯
	内以額たし算加を円〇〇〇八七きつに一人一人帯世るえ超を人五に円〇〇九三三	内以円〇〇九三三	内以円〇〇五二四	内以円〇〇六五三	内以円〇〇
	内以額たし算加を円〇〇三二一きつに一人一人帯世るえ超を人五に円〇〇二二八	内以円〇〇二二八	内以円〇〇三五六	内以円〇〇八五五	内以円〇〇

～(略)

(略)

～(略)

～(略)

		被災した住宅の応急修理		略	
掲げる世	二 日常生活に必要最小限度の部分の修理 1 2に	一 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理 一世帯当たり五〇、〇〇〇円以内	略	略	内以額たし算加を円〇〇七二きつに一人一人帯せるえ超を 内以額たし算加を円〇〇七三きつに一人一人帯せるえ超を
程度の損傷	1 災害のたれ住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる	2 応急修理の規模は、住家の被害の拡大を防止するため緊急の修理が必要なる部分に対し、合成樹脂シート、ローブ、土のう等を用いて行う。	略	略	
以内	災害の発生から三日以内	完了	略	略	

		被災した住宅の応急修理		略	
掲げる世		一 次号に掲げる世帯以外の世帯 六五五、〇〇〇円以内 二 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 三一八、〇〇〇円以内	略	略	内以額たし算加を円〇〇六二きつに一人一人帯せるえ超を 内以額たし算加を円〇〇六三きつに一人一人帯せるえ超を
程度の損傷		一 災害のたれ住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければならないことが困難なものである程度に住家が半壊した者 二 応急修理の規模は、居室、炊事場及び便所等日常生活に欠くことのできない部分とし現物をもつて行う。	略	略	
第二	同法	第二	略	略	

帯以外の
七
〇六、〇
〇〇円以
内
21 半壊又
は半焼に
準ずる程
度の損傷
により被
害を受け
た世帯
三四三、
〇〇〇円
以内

を受け、自
らの資力で
は応急修理
をすることが
できない
者又は大規
模な補修を
行わなけれ
ば居住する
ことが困難
である程度
に住家が半
壊した者
21 応急修理
の規模は、
居室、炊事
場及び便所
等日常生活
に欠くこと
のできない
部分とし現
物をもつて
行う。

（災
害対
策基
本法
（昭
和三
十六
年法
律第
二百
三号
）第
三十一
条第
三項
の二
の二
第一
項に
規定
する
緊急
災害
対策
本部
が設
置さ
れた
災害
にあ
つて

十四
第一
項に
規定
する
緊急
災害
対策
本部
が設
置さ
れた
災害
にあ
つて
は、
六月
以内
に完
成

てつよに害災	理処の体死	略	葬埋	与給の品用学	
○円以内 一三八、七〇 一戸当たり	三 3 内 ○円以 り五、五 一体当た 場合は、 できない 物を利用 2 既存建 1 (略) 時保存費 二 死体の一 一 (略)	(略)	大人 二一 九、一 ○円 以内 小人 一七 五、二 ○円 以内	二 文房具及 び通学用品 費 1 小学校 児童一人 につき四 八〇〇円 以内 2 中学校 生徒一人 につき五 一〇〇円 以内 3 高等学 校等生徒 一人につ き五、六 〇〇円以 内	
	(略)	(略)	(略)	(略)	
	(略)	(略)	(略)	(略)	
	(略)	(略)	(略)	(略)	完了)以内六月は
	(略)	(略)	(略)	(略)	

てつよに害災	理処の体死	略	葬埋	与給の品用学	
○円以内 一三八、三〇 一戸当たり	三 3 内 ○円以 り五、四 一体当た 場合は、 できない 物を利用 2 既存建 1 (略) 時保存費 二 死体の一 一 (略)	(略)	大人 二一 三、八 ○円 以内 小人 一七 九、一 ○円 以内	二 文房具及 び通学用品 費 1 小学校 児童一人 につき四 七〇〇円 以内 2 中学校 生徒一人 につき五 一〇〇円 以内 3 高等学 校等生徒 一人につ き五、五 〇〇円以 内	
	(略)	(略)	(略)	(略)	
	(略)	(略)	(略)	(略)	
	(略)	(略)	(略)	(略)	
	(略)	(略)	(略)	(略)	

別表第二 (第十二条関係)

去除のゝういとゝ物害障ゝ下以ゝのもるいてしぼ及を障支いし著に活生常日で等木材石土たれば運に辺周のそは又居住
ゝ略
略
ゝ略
ゝ略

別表第二 (第十二条関係)

去除のゝういとゝ物害障ゝ下以ゝのもるいてしぼ及を障支いし著に活生常日で等木材石土たれば運に辺周のそは又居住
ゝ略
略
ゝ略
ゝ略

職別/種別	日当	(略)	(略)		
医師及び 歯科医師	一人一日 当たり 二一、四 五〇円以 内	(略)	(略)		
薬剤師、 診療放射 線技師、 臨床検査 技師、臨 床工学校 士及び歯 科衛生士	一人一日 当たり 一六、六 〇〇円以 内				
保健師、 助産師、 看護師及 び准看護 師	一人一日 当たり 一五、二 〇〇円以 内				
救急救命 士	一人一日 当たり 一三、九 五〇円以 内				
土木技術 者及び建 築技術者	一人一日 当たり 一六、五 五〇円以 内				
大工	一人一日 当たり 二三、一 〇〇円以 内				
左官	一人一日 当たり 二一、七 〇〇円以 内				
とび職	一人一日 当たり 二四、〇 〇〇円以 内				
(略)					
医師及び 歯科医師	一人一日 当たり 二一、二 五〇円以 内			(略)	(略)
薬剤師、 診療放射 線技師、 臨床検査 技師、臨 床工学校 士及び歯 科衛生士	一人一日 当たり 一六、五 〇〇円以 内				
保健師、 助産師、 看護師及 び准看護 師	一人一日 当たり 一五、一 〇〇円以 内				
救急救命 士	一人一日 当たり 一三、九 〇〇円以 内				
土木技術 者及び建 築技術者	一人一日 当たり 一六、六 五〇円以 内				
大工	一人一日 当たり 二一、七 〇〇円以 内				
左官	一人一日 当たり 二〇、六 〇〇円以 内				
とび職	一人一日 当たり 二三、四 〇〇円以 内				
(略)					
(略)					

別記様式第十四号中

「求
します。」を「求します。に改める。」

附 則

この規則は、公布の日から施行する。